

第11回中国四国地方年金記録訂正審議会総会

日時：令和8年4月15日（水）14：00～14：38

会場：中国四国厚生局鉄砲町庁舎 会議室

四国厚生支局 会議室

○堀部（中国四国厚生局年金審査課長）

ただいまから、第11回中国四国地方年金記録訂正審議会総会を開催いたします。

委員の皆様におかれましては、あいにくのお天気模様の中ではありますが、ご参集いただきまして、誠にありがとうございます。私は、中国四国厚生局年金審査課長の堀部でございます。本日進行いたします。どうぞよろしくお願いいたします。

初めに何点か連絡をさせていただきます。ご覧の通り、本日の総会は、広島会場と高松会場をWEBでつないで実施しております。固定カメラ等々の関係で以後のご発言等を含めましてすべて着座にて進めさせていただきますので、ご発言をなさる方におかれましても、着座にてよろしく願いいたします。

また、終了後に議事録等を作成するにあたっての記録の正確性のために録音をさせていただいておりますので、あらかじめご了承のほどよろしくお願いいたします。

続きまして、お手元の配付資料の確認をさせていただきます。まず「議事次第」、それから「委員名簿」、それから「座席表」が広島と高松の2枚、それから資料が3つ、右上にそれぞれ資料1、資料2、資料3と付っております。配付資料は以上でございます。

これらの資料につきましては、終了後に事務局の方でお預かりをして、各ファイルに編綴させていただきますので、お帰りの際は、机の上に置いてお帰りいただければと存じます。

続きまして、出席委員のご紹介をさせていただきます。私の方から読み上げ形式でご紹介をさせていただきます。

それではまず広島会場からです。

横山委員です。

中嶋委員です。

中井委員です。

石田委員です。

木下委員です。以上、5名でございます。

続いて、高松会場です。

十鳥委員です。

尾上委員です。

小早川委員です。

植田委員です。

奈良委員です。以上、5名でございます。

なお、高松会場の奈良委員におかれましては、今回、4月10日付けの新任となっております。

また、広島会場の中井委員におかれましては、同日付けの再任ということになっております。どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、開会にあたりまして、中国四国厚生局長竹林よりご挨拶を申し上げます。

○竹林（中国四国厚生局長）

中国四国厚生局長の竹林でございます。4月1日に着任をいたしました。第11回中国四国地方年金記録訂正審議会総会の開催にあたりまして、一言ご挨拶を申し上げます。

本日は、お忙しい中、ご出席いただきましてありがとうございます。また、平素より、委員の皆様方におかれましては、年金記録訂正審議会の運営、そして年金事業の適正な実施に、格段のご理解とご協力をいただいておりますことに、改めて、厚く御礼を申し上げたいと思います。

我が国の年金制度、ご案内のとおりでございますが、保険料の納付に基づきまして給付を行う、社会保険方式を基本として運営しております。この年金制度の給付と負担の根幹に関わるのが、年金記録でございます。この審議会におきましては、平成27年度から、総務省の第三者委員会を引き継ぐ形で、年金記録の訂正請求が行われた場合に、国民の立場に立って、公平・公正な審議を行っていただいております。

私個人の話にもなり、恐縮でございますけれども、2008年から2009年にかけて、まさに年金記録問題が炎上している頃に、私は社会保険庁の運営部企画課というところにいまして、主として国会対応にあたりておりました。当時、年金特別便というものを、約1億人の国民の皆様を送らせていただいて、1億人に送りますと、結構な回答がございまして、私の記憶によりますと、200万とか300万ぐらいのオーダーで、記録が落ちているという回答が返ってくるわけがございまして、その処理をすることになります。まずは、その記録をつなげるために、確認作業をするわけですが、確認して終わりだったらいいのですけれども、確認をすると今度は給付につなげなければいけないということになるのですけれども、年金制度はすごく複雑なものですから、記録がわかってもすぐに再裁定ができないということで、大変な問題になったという記憶があります。それから20年近く経ちまして、このような形で各ブロックの厚生局でこのような仕事をするようになっておりますことは、感慨深いものがございまして。とは言いながら、年金制度にとって、本当に根幹をなすのは年金記録ということでありまして、その重要性には何ら変わりがないものでございます。委員の皆様方にありましては、本年度も本審議会の運営に関しましてご協力をお願い申し上げます。

簡単ではございますけれども、総会の開催にあたりましての私の挨拶とさせていただきます。

本日は、どうぞよろしく願い申し上げます。

○堀部（中国四国厚生局年金審査課長）

それでは続きまして、事務局側の出席者の紹介をさせていただきます。これも私の方で読み上げ方式で紹介をさせていただきます。

まず広島会場からです。

中国四国厚生局 佐藤年金管理官です。

続いて、高松会場です。

四国厚生支局 橋本支局長です。

同じく、大津年金管理官です。

以上、よろしく願いいたします。

それでは、以後の進行を規定に基づき会長にお願いしたいと思います。小早川会長どうぞよろしく願

いたします。

○小早川会長

小早川でございます。

委員の皆さま、ご多忙の折、ご参集いただきまして、ありがとうございます。以下、着席にて進めさせていただきます。

はじめに、本日の出欠状況と会議の成立について、事務局から報告をお願いします。

○堀部（中国四国厚生局年金審査課長）

事務局でございます。当審議会の委員数は、広島、高松5名ずつ、計10名でございますけれども、本日、全員のご出席を頂戴しております。

地方年金記録訂正審議会規則第7条第1項の規定に基づきまして、「過半数」の委員の出席を頂戴しておりますので、本日の会議が有効に成立していることをご報告いたします。以上でございます。

○小早川会長

ありがとうございました。それでは、本日の会議について、「公開又は非公開」の判断をしたいと思えます。審議会運営規則第10条によりますと、「会議は、非公開とし、会長が必要と認めるときは、公開することができる。」旨、規定されております。本日の会議につきましては、当審議会の運営に支障をきたすような内容は含まれていないと判断しますので、「公開」といたします。事務局は、運営規則第13条第3項の規定に基づく議事録を作成し、公開をお願いします。

次に、「議事録署名人」を指名させていただきます。運営規則第13条第4項により、「議事録署名人」は会長のほか2名の委員を指名することとされておりますので、広島会場の中井委員、それから高松会場の十鳥委員の2名を指名させていただきます。よろしくお願いいたします。

【議題1】

「会長代行、副会長、部会に属すべき委員及び部会長の指名について」

○小早川会長

次に、当審議会の「会長代行、副会長、部会に属すべき委員及び部会長」を指名させていただきます。事務局は取扱いについて説明してください。

○堀部（中国四国厚生局年金審査課長）

事務局でございます。まず、規定の方からご確認をいただきたいと思えます。

まず資料1から、こちらが「地方年金記録訂正審議会規則」となっております。第5条第3項をご覧いただきたいと思えます。会長に事故があるとき等については、「あらかじめその指名する委員が、その職務を行う」、続いて、第6条第2項、第3項に「部会に属すべき委員」と「部会長」は会長が指名すると規定されてございます。

続いて、資料2をご覧いただきたいと思えます。第3条第2項に、「副会長」は会長が指名すると規定されてございます。以上、これら規定に基づきまして、会長代行、副会長、部会に属すべき委員、部会長に

ついて、会長のご指名をいただくということになります。どうぞよろしくお願いいたします。

○小早川会長

それでは、会長代行、副会長、部会に属すべき委員及び部会長を指名させていただきます。事務局は「部会別委員一覧表」を配付してください。

（「部会別委員一覧表」配付）

○小早川会長

それでは、配付いただきました「部会別委員一覧表」をご覧ください。

まず会長代行は、中井委員を指名させていただき、副会長兼務でお願いしたいと思います。

各部会の部会に属すべき委員、部会長については、この一覧表のとおり指名させていただきます。みなさま、どうぞよろしくお願いいたします。

【議題2】

「年金記録の訂正に関する事業状況について」

○小早川会長

続きまして、「年金記録の訂正に関する事業状況について」、事務局から報告してください。

○堀部（中国四国厚生局年金審査課長）

事務局でございます。続いて、私の方からいくらかご説明させていただきたいと思います。

資料3は、第13回社会保障審議会年金記録訂正分科会資料でございます。こちらは厚生労働省年金局が毎年度作成しております、社保審の分科会の資料、令和7年12月版ということで、直近版ということになりますので、冒頭ですけれども、これをまずご案内させていただきます、こちらに基づいて、要点のみをご説明をさせていただきたいと思います。

まず、1ページをご覧くださいと思います。こちらが、(1)①令和6年度の受付状況ということになってございます。1つ目の○、令和6年度の訂正請求の受付件数は、4500件となっております。2つ目の○としまして、受付件数の推移は、平成22年度以降、減少傾向を示しているが、28年度以降は概ね5000件前後で推移している、3つ目の○としまして、受付件数の制度別の割合としては、厚生年金が占める割合が95.2%、大半となっております。

具体的には、2ページ目となります。(2)制度別の受付件数ということをご覧くださいと思います。平成27年度の合計欄をご覧くださいますと、8516件、28年度が5292件、そして4621件と続きまして、令和6年度が4500件となっております、先ほどもありましたように、28年度以降は、多少のばらつきはございますけれども、5000件前後で推移をしているということになってございます。それから、厚生年金の列を見ていただくと、内訳が括弧内に載っております。27年度で言いますと、括弧内が86.5%となっております。28年度が91%。続いて91%で89.4%と、以後続きまして、令和6年度は95.2%となっております、令和元年度以降は90%をずっと超えており、大半は厚生年金の事例であるということがここで見て取れるかと存じます。そして、厚生年金の内訳として、個別請求、一括請求というふうに区分されてございます。

個別請求というのは、単体の個別事案、そして一括請求というのは、一つの事例でもって複数出るような、直近ですと賞与の事例なんかがそうだと思います。27年度の内訳をご覧くださいと、割合として個別請求が45.8%、一括請求が40.7%と、割と似通った割合で、個別請求が若干多いというような割合でしたけれども、翌28年度からは、それが逆転しまして、徐々にその差が大きくなりまして、令和6年度でいきますと、個別請求が24.5%、一括請求が70.8%ということで、一括請求の請求訂正が割合としては増えているということが見てとれるかと思います。

続きまして、3ページ目をご覧くださいと思います。3ページ目は、処理状況の概況になります。①令和6年度の処理状況としまして、1つ目の○令和6年度の処理件数は4417件であるということで、前年比で少し減っていると、それから2つ目の○として、制度別の割合としては、先ほどと同じですけども、厚生年金の割合が95.6%を占めておりまして、特に近年は一括請求の割合が全体の7割程度を占める状況となっています。3つ目の○としまして、処理件数の内訳として、厚生局処理事案が18.7%、機構処理事案、年金事務所、年金機構ということになります。年金機構での処理事案が81.3%となっており、近年は厚生局で2割、8割が機構で処理を行っているという状況となっております。

4ページ5ページ目は、一覧表とグラフということで、これは飛ばさせていただいて、6ページ目です。これも処理件数の推移の棒グラフになっておりますけれども、この6ページのこの棒グラフの令和6年度のところをご覧くださいと、全体が4417件に対して、18.7%が厚生局の処理事案、81.3%が機構の処理事案ということで、先ほどの説明の通りとなっております。

続いて、7ページをご覧くださいと思います。(5)訂正手続きにおける記録訂正の推移ということで、先ほど局長のお話にもありました通り、この間の全体の各年度が記載をされております。平成19年度から始まりまして、令和6年度までとなっております。平成16年度とか17年度ぐらいに、先ほどお話がありましたような、政治的な大きな問題になりまして、「消えた年金問題」や「最後の一人まで」など、そのような状況だったかと思います。それを受けまして、平成19年度、これが初年度になりますけれども、総務省に第三者委員会というのを設置しまして、当時は斡旋・非斡旋ということを、この業務でもって判断をしておりました。初年度の平成19年度の処理件数が5335件とありますけれども、翌20年度からは桁が一つ上がっているのがご覧になれるかと思います。5万いくらか、それからまた5万いくらか、6万いくらか、4万いくらかと、こういう大きい桁が続きまして、一定程度落ち着いてきたということもあって、平成27年度からは厚生労働省にこの業務を戻すというか、引き継いでおります。以後、平成27年度以降は概ね5000件前後の推移で現在に至っているということになってございます。同じくこの表の、記録訂正率というところをご紹介させていただきます。当初、平成19年度、20年度、21年度は、44.9%、40.3%、51.8%など、概ね5割いくらかいかないかぐらいの訂正率だったのが、厚生局に移った27年以降、この近辺から70%を超えまして、令和6年度では91.1%、90%も超えて何年か経っているということで、やっぱり近年は、消えた年金云々というよりは、事務処理誤りであるとか、届け出漏れであるとか、客観的な資料が割と揃っているような事案が増えてきたということで、こういった数字になってきているような印象を受けているところでございます。

それから、8ページ目をご覧くださいと思います。これは各種類別の円グラフとなっております。令和6年度の厚生年金の個別請求というところをご覧くださいと、全期間訂正決定されたものが44.1%で、一部期間訂正決定されたものが16.2%、全部不訂正決定されたものが39.5%ということで、それなりに種類としてありましたが、それが一括請求については、賞与みたいなイメージですが、93.4%が全部訂正、一部訂正も6.6%ということで、ほぼ何らかの訂正決定がされるというのがこの厚生年金の一括請求

です。そして国民年金は、これは逆にやはりなかなか古い時分の客観的な資料がないようなケースがどうしても多くなってまいりますので、94.3%は不訂正となっており、ほぼなかなか認められにくいというようなところが、ここで傾向として見てとれるかと思えます。

続いて9ページは、飛ばさせていただきまして、10ページをご覧くださいと思います。(1)は厚生局で処理した場合の処理期間ということで、表になっております。①訂正請求処理期間とありまして、ア機構受付処理期間、イ厚生局処理期間とあります。厚生年金のところの計というところをご覧くださいますと、訂正請求はすべからず年金機構でまずは受付をいたしますけれども、その年金機構の方の期間として、アは130.7日、ですから4ヶ月超になりますでしょうか。その後、厚生局に回付されまして、厚生局でまた122.9日、これも4ヶ月ぐらい、都合253.6日ということで、おおむねやはり8ヶ月ぐらいは大体かかっています。決定として訂正とされたものについては、訂正処理は実際には年金機構でいたしますので、②として38日、1月ちょっとかかるということで、一旦訂正請求されて訂正が認められるものについても、大体8、9ヶ月は平均してかかっている、やっぱりそれ相応の期間がかかるというのはここからもご覧いただけるかと思えます。

続きまして、11ページ目は飛ばさせていただきまして、12ページ目をご覧ください。(2)被保険者年齢階層別という表になっております。60歳から65歳、50歳から60歳、このやっぱり年金開始年齢周辺がどうしても多くなっています。それから40歳から50歳、それ以下の若年層現役世代にもいくらかおりますので、やっぱり昨今の賞与の関係でどうしても上がっているというのがここで表れてくるかなと思えます。

それから、13ページ目は飛ばさせていただいて、14ページをご覧ください。これは請求期間の分類別という表になっております。

令和6年度の、厚生年金のところを見ていただきますと、請求件数が1567件。割合としまして、①標準賞与額に係るものが65.5%、②被保険者期間に係るものが19.5%、③標準報酬月額に係るものが14.6%、厚生年金については、大体この3つに分類されて、なおかつ、①の賞与が令和6年度については多いということになっております。それから、国民年金、同じく令和6年度のところをご覧くださいますと、件数として339件、そして⑤保険料納付に係るものが88.8%、⑥免除期間に係るものとして7.4%、いずれにしてもこの納付、免除記録に係るものが、大半を占めるということになってございます。

次に、15ページを飛ばしまして、16ページをご覧くださいと思います。(2)－1としまして、請求期間(時期)別という表になっております。実際に年代を区分化して並んでおります。それから厚生年金、国民年金、脱退手当金となっておりますけれども、注目していただきたいのが、厚生年金の方からいきますと、古い昭和16年以前のところから合計欄でいきますと、1件、2件、7件、8件となっていくまして、平成15年4月以降のところ、200件、300件と急増しています。これは、ご承知の通り、平成15年4月から、いわゆる総報酬制が始まりまして、それまで賞与については、年金の額に反映するような記録ではなかったというわけですが、ここから総報酬制に変わりますと、つまり、これ以降の賞与の未届けであるとか、訂正請求というのがどうしても増えたということがここで見てとれるかと思えます。そして国民年金ですが、これも古い時分は当然0件でいきまして、36年4月に制度が始まってから7件、13件と増え始めまして、逆に平成9年から少しちょっと減っているということが見て取れるかと思えます。これも、察するところでありまして、平成9年1月から、いわゆる基礎年金番号制度が始まったということで、それぞれ、いわゆる手帳の記号番号、手番と言っていましたが、一人で複数の番号を持っている、複数の記録を持っているということで、記録が誤っていたり漏れていることがどうしてもありましたけれども、基礎年金番号になってからは一本にまとまりますので、やっぱりその漏れ等がどうしても激減しているというの

もここから見て取れるかと思えます。

続きまして17ページは飛ばさせていただいて、18ページをご覧いただきたいと思えます。(3)－1請求期間の月数別となっております。1ヶ月あるいは2ヶ月3ヶ月、そして4から6、6から9、こういう月数別の表となっておりますけれども、1ヶ月というのが一番多くなっているというのが見て取れるかと思えます。この1ヶ月というのが、被保険者期間の事例もありますけれども、やはり、賞与がこの数字を跳ね上げていると、何年何月分の賞与の記録が漏れているといった場合に、1ヶ月のところに計上されていますので、どうしても多くなっているというところもあるかと思えます。

それから19ページ20ページは飛ばさせていただいて、21ページをご覧いただきたいと思えます。こちらが、厚生局処理事案の中の(5)厚生年金の訂正決定事案に係る適用法別の状況と、つまり厚生局で、審議決定して訂正が認められたもののうち、その根拠となる法令区分ということになります。この表をご覧いただくと、三つに分かれております。1つ目としまして厚生年金特例法第1条第1項、2つ目としまして厚年法第75条ただし書き、3つ目としまして厚年法第75条本文。こういうふうに三つに分かれていまして、それぞれこの解説が下の点線のところにございます。ちょっとわかりづらいものでありますけれども、1つ目の厚年特例法、こちらは、いわゆる被保険者の保険料納付自体は客観的なもの等で明らかであるけれども、事業主の保険料納付が履行されているかどうかというのがはっきりしないような場合に、周辺事情から総合的に判断して、確からしいということで訂正を認めたものと、そういう言い方になるかと思えます。2つ目の厚年法75条のただし書きについては、これはすごく今となったらレアなケースになりますけれども、当時届出は、社会保険事務所等にきちっとされているけれども、届出処理がされてなかったような事例です。これは人為的な事務的な誤りというものかと思えます。3つ目の厚年法75条本文、これは各部会の現場でもよく出てくると思えますけれども、客観的な資料、賃金台帳であるとか賞与台帳とか、そういったもので、記録としては明らかなわけですが、保険料については、2年の徴収権時効消滅によって払えてないということが確実な場合に、記録は認めるけれども、保険給付、年金の計算の対象としないという区分で認めるもの、75条本文該当と言ったりもしていますけど、そういったふうに認め方として三つ区分がございます。この表に戻りまして、まず被保険者期間等に係る訂正請求、標準賞与額に係る訂正請求、そして合計とあります。合計の計をご覧いただくと、975件、一番多いのが厚年特例法での判断、まさしくこの救済制度の肝となる根拠法令ということで、これで大半を認めている。先ほどの届出はしたけど処理漏れってというのは、今は17件とか減多にないような、あとは記録としては認めるけれども年金計算の基礎としては認めないというようなものの75条該当、これも240件というようなことで、訂正が認められたものの区分内訳としてはこういった状況ということが見て取れるということです。

22ページ以降は、詳細なものであったり、また委員会の開催状況等の話として続きますので、この場では時間の都合もあって省略をさせていただきたいと思えます。冒頭お話をしました通り、この資料は分科会の資料ですので、毎年度更新されまして、厚生労働省のホームページに掲載をされております。またお時間がある時にご覧をいただければと存じます。以上、雑駁でございますけれども、私の説明を終了させていただきます。

○小早川会長

ありがとうございました。ただいまの説明について、ご質問等ございましたら、お願いいたします。いかがでしょうか。みなさまよろしいですか。ご質問等なければ、本日の議事はこれで終了します。事務局にお返しいたします。

○堀部（中国四国厚生局年金審査課長）

事務局でございます。小早川会長、どうもありがとうございました。

それでは、閉会にあたりまして、四国厚生支局長の橋本よりご挨拶を申し上げます。

○橋本（四国厚生支局長）

四国厚生支局の橋本でございます。

本日は、当審議会及び部会の構成、それから年金記録訂正に関する事業状況の報告、これらの2つを主に議題といたしまして総会を開催させていただきました。

年金記録訂正に関する処理につきましては、事案の内容を的確に把握すること、そのために迅速な調査を行うこと、その上で、公平公正な決定を行うこと、そして何よりも被保険者、それから年金受給権者の皆様の信頼を損なわないよう、丁寧に対応すること、これらが重要であるというふうに考えてございます。

委員の皆様におかれましては、今年度につきましても、さまざまな事案が出てくるかとは存じますが、各部会におきまして順次ご審議を賜りますよう、どうぞよろしくごお願い申し上げます。

事務局といたしましても、円滑な審議に資するよう取り組んでまいりたいと思います。

簡単ではございますが、閉会にあたってのご挨拶とさせていただきます。

本日は、どうもありがとうございました。

○堀部（中国四国厚生局年金審査課長）

以上で本日の予定は終了となります。これにて閉会とさせていただきます。委員のみなさま、本日はどうもありがとうございました。引き続きよろしくご願ひいたします。

（終了）